

海老名運動公園再整備事業

事業概要書（案）

1 海老名運動公園の概要

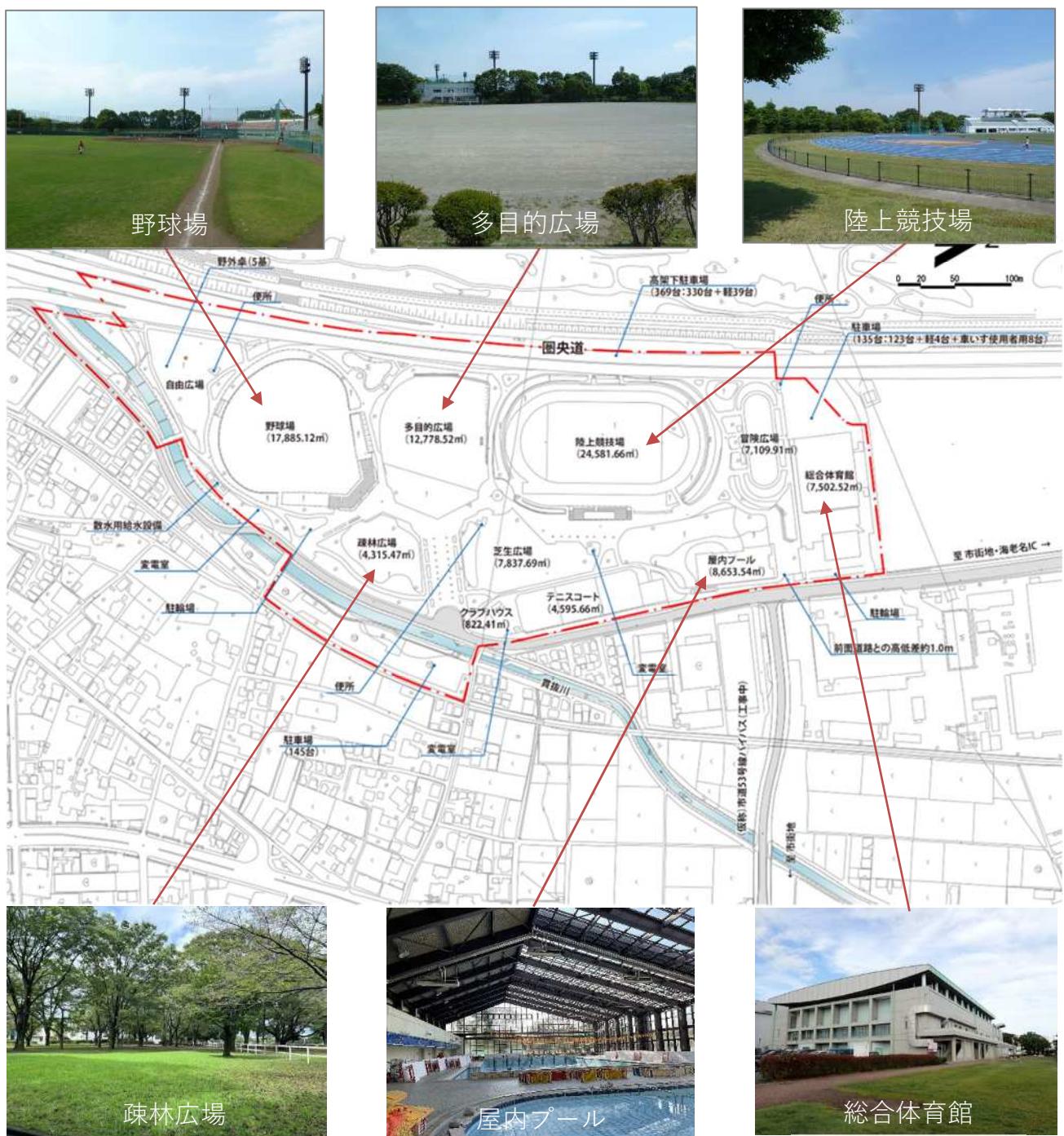
- 海老名運動公園は、海老名市社家の相模川左岸にあり、海老名インターチェンジ入口の南側に位置します。
- 海老名運動公園周辺は、北東側には物流センター・工場などがあり、南東側には住宅地があります。

所在地	神奈川県海老名市社家 4032-1
供用開始	昭和57年度（1982年度）
敷地面積	17.52ha
都市公園の種類	運動公園
用途地域	市街化区域 陸上競技場以北：工業地域、多目的広場以南：第一種住居地域
建ぺい率（現状）	・便益施設： 現状は0.01%（17.69m ² ）/ 都市公園法では2%以下 ・休養施設・運動施設・教養施設・公募対象公園施設： 現状は5.67%（9,937.78m ² ）/ 都市公園法では10%以下
高さ制限	指定なし
開園時間	月曜日～日曜日 ※有料施設は、9時から21時まで。休館日あり。
管理運営	指定管理（相鉄・コナミスポーツ・日比谷花壇共同企業体） 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
アクセス	▼ 徒歩の場合 小田急線・相模線厚木駅から徒歩15分、 相模線社家駅から徒歩15分 ▼ 自動車の場合 海老名 I C（圏央道）で降り、「海老名インターポート」の信号を右折して1分



出典：海老名市海老名運動公園HP（2025年3月18日現在）：
<https://www.city.ebina.kanagawa.jp/shisetsu/kouen/1005761.html>

海老名運動公園の主要施設の現況写真を以下に示します。



■ 海老名運動公園 主要施設の現況写真

2 利用料金について

海老名運動公園の利用料金は以下の通りです。

運動公園施設利用料						
団体利用(市外登録の方は表中の金額の2倍)						
	施設名	区分	1時間の利用料	利用時間 (利用単位)	備考	
総合体育館	大体育室	1/3面	800円	9:00～12:00	予め団体登録が必要	
		1/2面	1,200円			
		2/3面	1,600円			
		全面	2,400円			
	小体育室	1面	700円	12:00～15:00		
	多目的室	1室	300円			
	柔道場	1室	400円	15:00～18:00		
	剣道場	1室	400円			
	弓道場	1室	400円	18:00～21:00		
	会議室	1室	400円			
プール	プール会議室	1室	400円	(3時間単位)		
	プール研修室	1室	400円			
陸上	陸上競技場	1面	1,400円			
	陸上競技場会議室	1室	400円			
野球場	野球場	1面	2,000円	9:00～11:00 11:00～13:00 13:00～15:00 15:00～17:00 17:00～19:00 19:00～21:00 (2時間単位)		
	野球場会議室	1室	400円			

出典：海老名運動公園HP（2025年3月18日現在）：

<https://www.ebinasportspark.jp/price/>

運動公園施設利用料				
個人利用				
	施設名	利用料(1区分)	利用時間 (利用単位)	備考
総合体育館	大体育室 小体育室 多目的室 剣道場 柔道場 弓道場	大人(高校生以上): 200円 小人(小・中学生): 100円 幼児(小学生未満): 無料 障がい者手帳を提示された方 (付き添い1名まで): 無料	9:00~12:00 12:00~15:00 15:00~18:00 18:00~21:00 の区分ごと	施設内の券売機で利用券を購入し利用
	トレーニング室	大人(高校生以上): 300円 元気65(在住・在勤の65歳以上): 150円 障がい者手帳を提示された方 (付き添い1名まで): 無料		
屋内プール		大人(高校生以上): 400円 小人(小・中学生): 200円 幼児(小学生未満): 無料 元気65(在住・在勤の65歳以上): 200円 障がい者手帳を提示された方 (付き添い1名まで): 無料	9:30~20:30の終日 1回につき	
	大人 高校生 中学生 小学生	100円	9:00~18:00の区分	
陸上競技場	幼児(小学生未満)	無料		施設内の券売機で利用券を購入し利用
	障がい者手帳を提示された方(付き添い1名まで): 無料			
庭球場	大人	300円	18:00~21:00 の区分	
	高校生、中学生	200円		
	小学生	100円		
	小学生未満	無料		
	障がい者手帳を提示された方(付き添い1名まで): 無料			
運動公園庭球場	運動公園庭球場	1, 000円 ※照明点灯時間は料金別途	9:00~11:00 11:00~13:00 13:00~15:00 15:00~17:00 17:00~19:00 19:00~21:00 の区分ごと 1面につき	予め個人登録が必要 ※市外登録の方は料金が2倍
	今里庭球場	1, 000円	9:00~11:00 11:00~13:00 13:00~15:00 15:00~17:00 の区分ごと 1面につき	
	下今泉庭球場	600円		

出典: 海老名運動公園HP (2025年3月18日現在) :

<https://www.ebinasportspark.jp/price/>

付属設備利用料内容					
施設名	付属設備の種類			単位	金額
総合体育館 大体育室	照明 設備	1/3面	3/3灯(全点 灯)	1時間	400円
		2/3面	3/3灯(全点 灯)	1時間	800円
		全面	3/3灯(全点 灯)	1時間	1, 200円
	可動席		1式	1回	5, 000円
	放送設備		1式	1回	2, 000円
	電光得点表示板(固 定・移動)		1組	1回	1, 000円
	移動ステージ		1台	1回	100円
	折りたたみ椅子		1脚	1回	10円
野球場	照明設備		全点灯	1時間	4, 000円
	放送設備(市内団体)		1式	1回	2, 000円
	放送設備(市外団体)		1式	1回	4, 000円
陸上競技場	照明設備		1/2灯	1時間	1, 000円
			全点灯	1時間	2, 000円
	放送設備		1式	1回	2, 000円
運動公園庭球場	照明 設備	1面	全点灯	1時間	400円

出典：海老名運動公園HP（2025年3月18日現在）：

<https://www.ebinasportspark.jp/price/>

3 公園利用者実績

海老名運動公園の令和元年度から令和5年度までの各年度の利用者数は以下の通りです。

一般来園者数は令和元年度は約27万人であり、令和2年度、3年度はコロナ化の影響による市民まつりの中止をうけ、約10万人～14万人と減少、その後、令和4年度以降は市民まつりも再開され約33万人と回復しました。

単位（人）

運動公園		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
野球場		16,969	11,681	13,813	15,683	14,805
総合体育館	個人	52,385	31,616	34,889	28,109	32,643
	団体	92,243	50,233	61,784	78,263	86,040
屋内プール		58,654	22,611	51,183	49,411	47,063
陸上競技場	個人	9,589	8,745	26,483	23,004	25,999
	団体	9,309	3,373	12,812	13,255	16,640
庭球場		44,801	41,265	53,935	46,854	45,796
多目的広場		9,011	8,450	8,037	8,325	9,126
芝生広場		2,488	1,656	2,289	2,490	3,177
プール横芝生広場		5,159	2,070	1,623	1,324	1,484
疎林広場		1,656	1,451	1,565	1,301	1,214
一般来園者		269,680	102,737	136,705	335,943	326,312
合計		571,944	285,888	405,118	603,962	610,299
※市民まつり入場者数 (合計に含まれる人数)		—	市民まつり 中止	市民まつり 中止	市民まつり 24万人	市民まつり 24万人

※無料施設については、おおよその数値です。

※市民まつり入場者数は「スポーツ施設利用状況年報」による（令和4年度、令和5年度）

出典：スポーツ施設利用状況年報

4 海老名運動公園における主な法規制

海老名運動公園における主な法規制は以下のとおりです。

都市公園法	都市公園の運動公園に該当します。
都市計画法	「都市計画公園」「市街化区域」に該当します。 陸上競技場以北：工業地域、多目的広場以南：第一種住居地域
河川法（河川保全区域）	相模川左岸にあります。 s59.11.20（直近）：河川法第24条、第26条及び第27条第1項に基づく許可申請提出 s60.2.18河川法許可：（自転車置き場他）
景観法・海老名市景観条例に基づく届出制度【市全域（景観まちづくり地区以外）】	海老名市全域
建築基準法	建築基準法第22条指定区域
神奈川県みんなのバリアフリーまちづくり整備ガイドブック条例	公園は、「みんなのバリアフリーまちづくり整備ガイドブック」を遵守

5 海老名運動公園周辺の資源・施設

◆ 海老名サービスエリア

海老名運動公園の近傍にある海老名サービスエリアは、年間利用者数・売上高などで全国1位を誇る、国内有数のサービスエリアとして知られています。サービスエリア内にある商業施設「EXPASA 海老名」は、“ぷらっとパーク”として一般道からも出入りすることができ、サービスエリア利用者のみならず、地域住民にも利用されています。

◆ 海老名のいちご

海老名市はいちごの生産が盛んで、県内一の共販出荷量を誇っています。なかでも、「海老名いちご」は“かながわブランド”に登録されているほか、計画地の南西には“ストロベリーロード”と呼ばれる、いちご農園が複数集まるエリアもあります。

◆ 複合施設

運動公園の近隣に、体験型複合施設として、キャンプ・BBQ・ドッグラン・サウナ・スポーツ体験施設・飲食店があります。

6 再整備計画（案）

（1）再整備計画改定の目的

令和6年5月、海老名市（以下、「本市」という。）は、国のスポーツ基本法、スポーツ基本計画及び県のスポーツ推進計画に基づき、「海老名市スポーツ推進計画」を策定しました。同推進計画は、誰もがスポーツで「ともに」「つながる」楽しさを感じながらスポーツを楽しめる社会の実現を目指し、様々な人・組織が「あつまり」「ともに」スポーツを楽しめる「場づくり」等を提供することとしています。

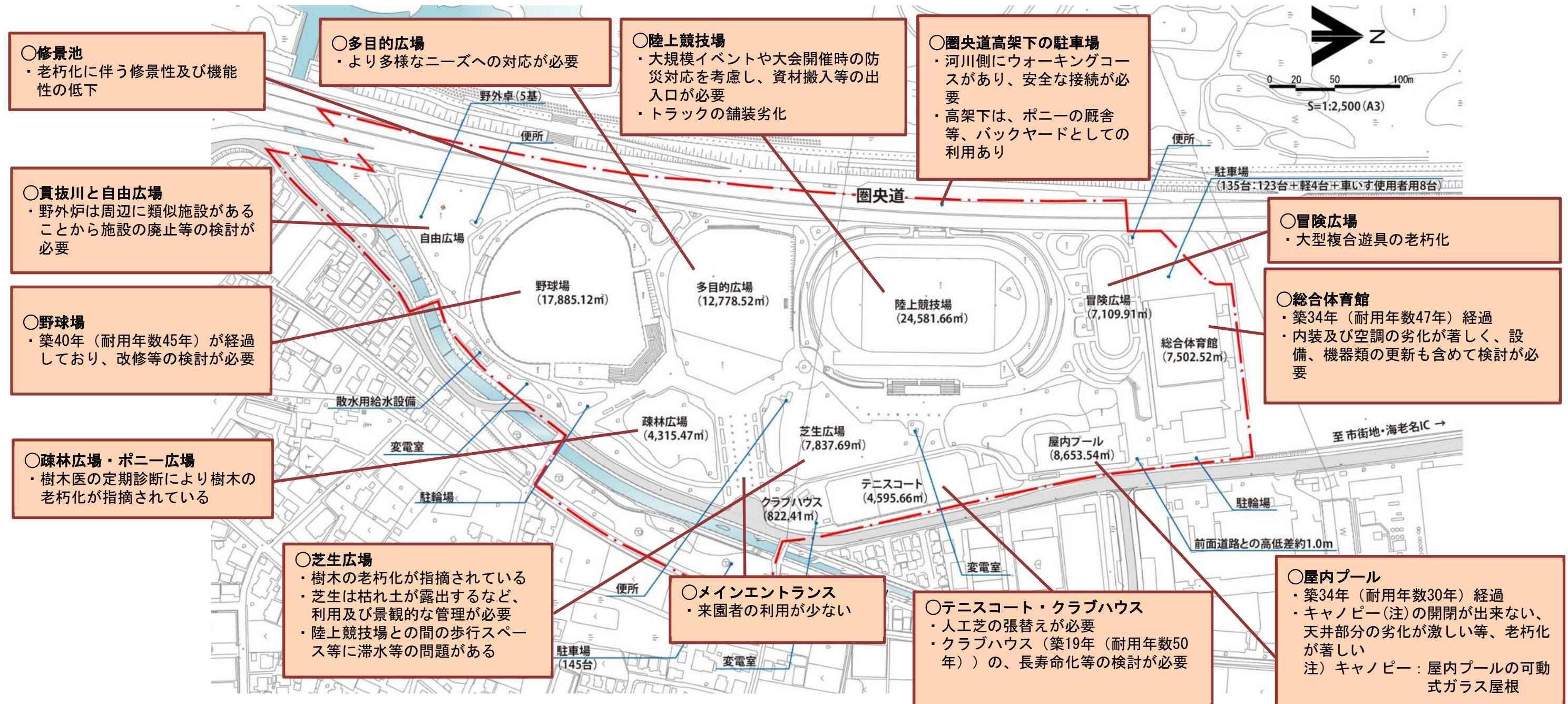
本市の公共施設の多くは、高度経済成長期に集中的に建設しており、全体の約7割が築30年以上経過している状況にあり、運動公園も例外ではなく、野球場（築40年超）をはじめその他施設の老朽化は顕著です。しかし、従来の「海老名運動公園再整備計画」（平成30年3月策定）は、野球場の改修やスケートボードパークの新設など、限定的な施設の検討に留められており、公園全体の長寿命化につながる計画ではないことに加え、新型コロナウイルス感染症の影響や、公共施設再編計画の改定等により、再整備に着手できないまま、現在を迎えています。

また、計画策定時からは将来的な人口減少の見込みや社会経済情勢、公共施設を取り巻く市民ニーズも変化しています。更に今後見込まれる新たなニーズへの対応も必要となります。

こうした状況を受け、本市では「海老名市公共施設再編（適正化）計画」（平成29年3月策定・令和6年2月改定）や「海老名市個別施設計画」（令和4年3月策定・令和6年8月改定）を策定し、当面進めていくべき施設の方向性を示す基本指針として、令和6年7月に「海老名市スポーツ施設の今後の方向性」を策定しました。

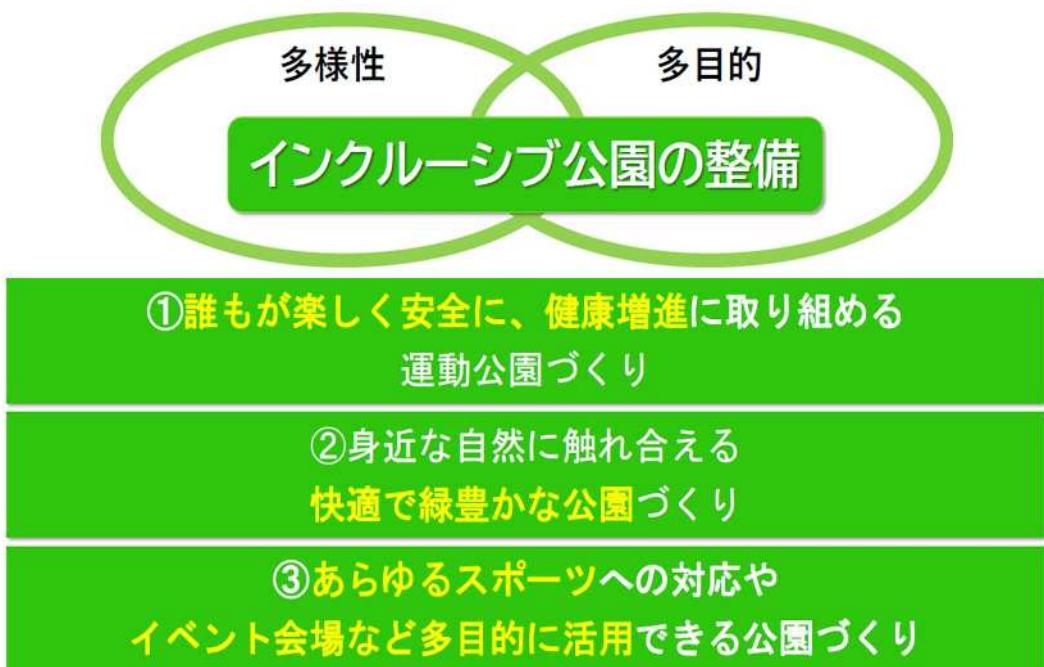
以上の経緯を踏まえ、海老名運動公園再整備計画を改定します。

(2) 海老名運動公園核施設の現状と課題



■海老名運動公園 現状と課題

(3) コンセプト・再整備の方針



※インクルーシブ (Inclusive) : 「包括した」「すべてを含んだ」

(4) 施設別の整備方針

(1) 施設配置の考え方

【方針】

- 厚木駅方面からの来園者に配慮し、北口をメインエントランスとして改修
- 公園のプロムナードを拡張整備することで、にぎわいのある公園空間を演出

(2) 総合体育館

- ・築 30 年を超えることから内装や共用部分の空調等の機能低下が見られ、従来の機能発揮に支障あり

【方針】

- 空調及び内装の改修に加え、老朽化の見られる箇所の改修により快適なスポーツ活動拠点として整備

(3) 野球場

- ・築 40 年を超えることから内装や共用部分の空調等の機能低下が見られ、早急な改修が必要

【方針】

- 建屋の改修やスタンド席の整備など、快適で使いやすい空間の創出
- ※施設の劣化や機能の点検・診断等の結果次第で、改築する場合がある。

(4) 陸上競技場

- ・トラックの舗装張替えや、照明の更新等、改善が必要
- ・イベント等の実施に際しては、安全な大型資機材の搬入に配慮が必要

【方針】

- 競技者にとって安全で快適な環境の整備
- 大規模イベントの効率的な運用や来場者の安全に配慮した整備を実施

(5) 屋内プール

- ・築 30 年を超えることから内装や共用部分の空調等の機能低下が見られ、早急な改修が必要

【方針】

- 総合管理施設、総合案内施設、休憩スペースを配置し、公園の利用促進に資する整備を推進
- ※施設の劣化や機能の点検・診断等の結果次第で、改築する場合がある。

(6) アーバンスポーツ※¹広場・多目的広場

- ・サッカーやグラウンドゴルフ等の多目的な利用への対応が必要

【方針】

- 競技者にとって魅力的であり、各種イベントなどでの活用が可能な広場の整備
- スケートボード・3 x 3 (バスケットボール) 等のできるアーバンスポーツ広場 (As 舗装) を整備
- ※開発行為等に関する神奈川県との協議により調整池機能が必要になる場合は、相応の対応が必要

(7) テニスコート・クラブハウス

- ・平成 27 年度にコートの人工芝を全面張替え済みであるが、施設の長寿命化のためには 10 年単位での張替えが推奨される。特に利用頻度が高いため、計画的な修繕・補修が必要

【方針】

- 利用の促進につながる安全で快適な空間の創出

(8) 修景池

- ・水質の悪化、修景性の低下などの課題が存在

【方針】

- 安全性及び修景性に配慮、水質改善への取組を実施

(9) 北側入口（メインエントランス）・南側進入口

- ・厚木駅方面からの来場者が多く、現在のメインエントランスである中央園路の利用が低下

【方針】

- 総合体育館と屋内プールの間に北側入口としてメインエントランスを整備
- 公園の顔となるデザイン性を重視しつつ、前面道路からの段差解消、バリアフリー対応のエントランスを整備

(10) 冒険広場

- ・大型複合遊具の老朽化が著しく、安全管理の視点から更新が必要
- ・休養施設としての利用に配慮し、遮光対策を施し、熱中症予防に配慮が必要

【方針】

- 大型複合遊具などを設置し、安全な遊び空間を整備
- 子ども達の見守りや、近年の猛暑への対応
- 子ども達の遊べる噴水等の整備を検討

(11) 芝生広場・疎林広場

- ・ポニーの飼育や子どもたちの利用に配慮が必要
- ・近年の暑さ対策への対応が必要

【方針】

- ポニー広場は子どもたちの利用と近年の暑さ対策を踏まえた整備
- 陸上競技場前から疎林広場までの一帯を、開放的な芝生広場によるにぎわいの創出空間として整備

(12) インクルーシブ^{※3}広場・ドッグランの新設

- ・誰もが楽しめ、健康増進に資する運動公園としての見直しが必要
- ・貫抜側右岸側（高水敷）の未利用地の有効活用

【方針】

- ウォーキングやジョギングなどの手軽な健康運動や子どもの健全な育成、市民の休養・休息の場となる施設としてインクルーシブ広場を整備
- 未利用地をドッグランとして有効活用

(13) その他

- ・既存の屋外トイレの老朽化
- ・園路広場は、雨天時に水たまりや水はけの悪い箇所等が見られる

【方針】

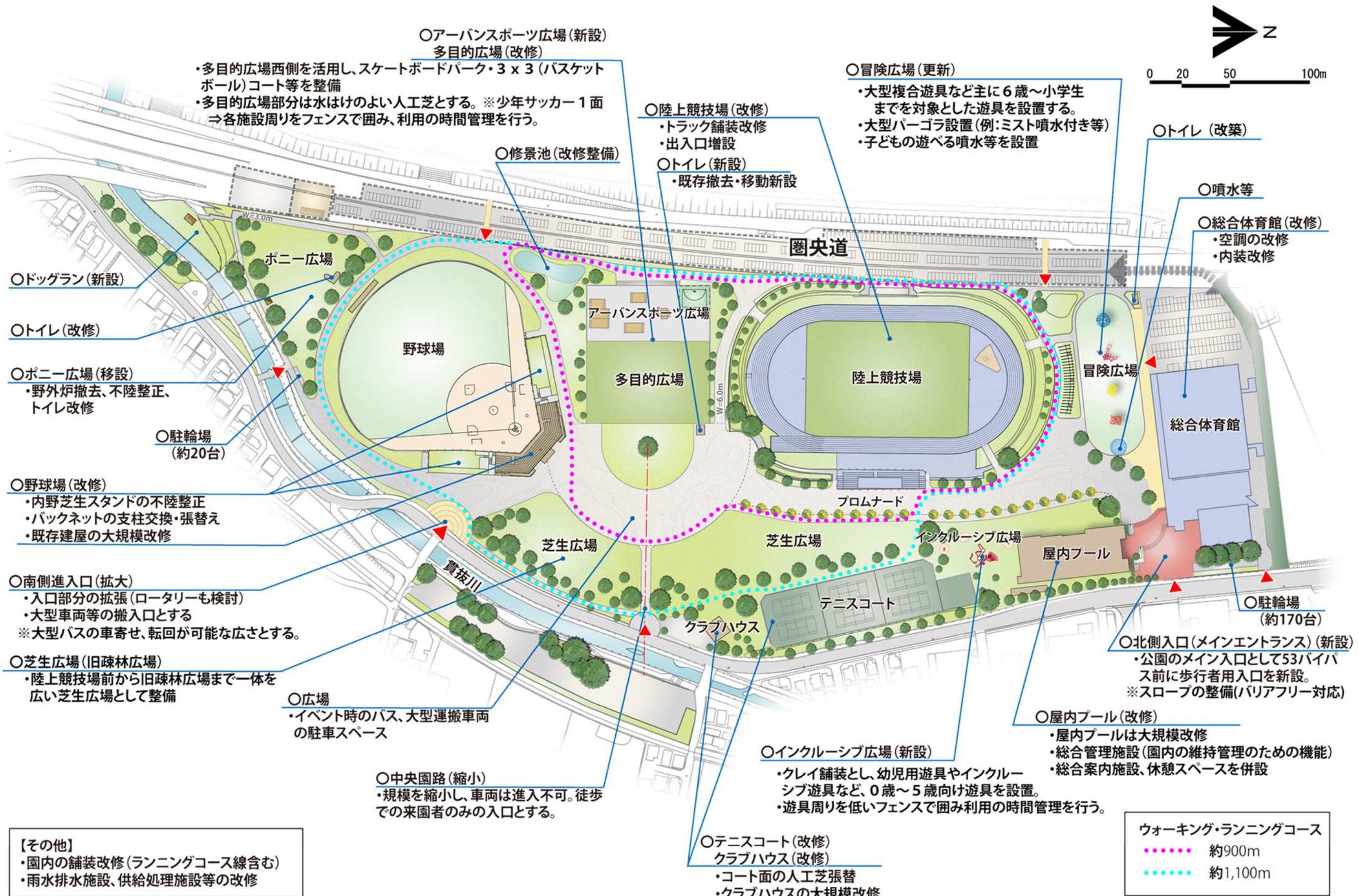
- 屋外トイレの改修とバリアフリー対策を実施
- 駐輪場は、エントランス等の移設に伴い、利用実態に配慮して再配置
- 歩きやすい園路空間として再整備

注) ※¹アーバンスポーツ：スケートボード、3×3（バスケットボール）、ボルダリング、BMX、パルクール、トランポリン等といった、都市型スポーツの総称のこと

※²パーク：日陰スペースの確保を目的とした、ベンチ等の休養施設とともに設置されることもある施設のこと

※³インクルーシブ広場：本公園では、だれもが遊べるいわゆるインクルーシブな遊び場（みんなが遊べる、みんなで育てる都市公園の遊び場づくり参考事例集（令和6年4月国土交通省））のこと

(5) 再整備計画案



(6) 施設別の整備概要

施設 施設面積	整備概要
総合体育館 6,064 m ² (建築)	<ul style="list-style-type: none"> ○空調改修 ○内装改修 ○老朽化の見られる箇所の改修 ※設備・機器類の更新については、体育館整備時に改めて検討を行う。
野球場 848 m ² (建築) 720 m ² (内野芝生スタンド)	<ul style="list-style-type: none"> ○建屋は大規模改修 ○内野芝生スタンドの不陸整正 ○バックネットの支柱交換・張替え ※施設の劣化や機能の点検・診断等の結果次第によって、整備内容を変更する場合がある。
陸上競技場 4,200 m ² (トラック舗装)	<ul style="list-style-type: none"> ○トラックの舗装改修 ○出入口増設(2箇所)
屋内プール 2,025 m ² (建築)	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模改修 ○総合管理施設(園内の維持管理のための機能) ○総合案内施設、休憩スペース併設 ※施設の劣化や機能の点検・診断等の結果次第によって、整備内容を変更する場合がある。
テニスコート 4,120 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ○人工芝張替
クラブハウス 100 m ² (建築)	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模改修
アーバンスポーツ広場 2,500 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ○現在の多目的広場西側を活用し、スケートボードパーク・3x3(バスケットボール)コート等を整備 ○As 舗装とし、多目的な利用広場として整備 ○施設周りをフェンスで囲み、利用時間を管理 ※開発行為等に関する神奈川県との調整により調整池機能が必要になる場合は、相応の対応が必要
多目的広場 4,000 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ○現在の多目的広場東側は人工芝に改修(少年サッカー1面) ○施設周りをフェンスで囲み、利用の時間管理を実施 ※開発行為等に関する神奈川県との調整により調整池機能が必要になる場合は、相応の対応が必要
冒険広場 3,350 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ○大型複合遊具など主に6歳～小学生までを対象とした遊具を設置 ○大型パーゴラ設置(例:ミスト噴水付き等) ○子どもの遊べる噴水等を設置
インクルーシブ広場 (旧プール横芝生広場) 2,500 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ○クレイ舗装とし、幼児用遊具やインクルーシブ遊具など、0歳～5歳向け遊具を設置 ○遊具周りを低いフェンスで囲み、利用の時間管理を実施
芝生広場 6,800 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ○陸上競技場前から疎林広場までの一帯を開放的な芝生広場として整備
芝生広場(旧疎林広場) 4,350 m ²	
ポニー広場(旧バーベキュー広場) 2,000 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ○屋外炉撤去、不陸整正 ○トイレ改修

施設 施設面積	整備概要
屋外トイレ(多目的広場) 30 m ²	○既存トイレ撤去・移動新設
屋外トイレ(冒険広場) 30 m ²	○改築
屋外トイレ(ポニー広場) 30 m ²	○改修
ドッグラン 700 m ²	○貫抜川右岸側(高水敷)をドッグランとして活用
駐車場 12,648 m ²	○現状(607台:普通車586台+軽13台+身障者用8台)
駐輪場 223 m ²	○改修・新設(合計190台:北側入り口付近約170台、ポニー広場側入り口付近約20台)
北側入口(メインエントランス) 1,500 m ² (舗装) 20 m ² (スロープ)	○公園のメイン入口として53バイパス前に歩行者用入口を新設 ※スロープを整備しバリアフリー対応
南側進入口 400 m ²	○入口部分の拡張(ロータリーも検討) ○大型車両等の搬入口とする ※大型バスの車寄せ、転回が可能な規模
修景池	○改修整備
その他(園路・広場)※再整備対象 23,000 m ² : プロムナード、中央園路、その他施設 周りの園路・広場(アスファルト舗装) 4,500 m ² : 多目的広場まわり新設広場部分等(芝生地・植栽)	○イベント時のバス、大型運搬車両の駐車スペース(広場) ○中央園路は規模を縮小、車両進入不可、徒歩での来園者用入口
その他(既存の緑地・芝生地・舗装等) 88,562 m ²	※都市公園台帳面積 - 再整備対象面積
合計面積 175,220 m ²	175,220 m ² (海老名運動公園都市公園台帳より)
建ぺい率 (現状)の確認	便益施設 : 現状は0.01%(17.69 m ²)/ 都市公園法では2%以下 休養施設・運動施設・教養施設・公募対象公園施設 : 現状は5.67%(9,937.78 m ²)/ 都市公園法では10%以下
運動施設率の確認	50%以下 OK

※今後の検討により配置等は変更となる場合があります。

(7) 建築可能面積

本事業における建築可能面積は以下のとおりです。

Park-PFI 方式を採用しない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・便益施設： 現状は0.01% (17.69m²) 都市公園法では 2%以下 (約 3,500 m²) で建築可能なので、 <u>約3,482m²新設可能。</u> ・休養施設・運動施設・教養施設・公募対象公園施設： 現状は5.67% (9,937.78m²) 都市公園法では10%以下 (17,522m²) で建築可能なので、 <u>約7,582m²新設可能。</u>
Park-PFI 方式を採用する場合	<p>公募対象公園施設は建ぺい率 12%の範囲内 (約 21,026 m²) で建築可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募対象公園施設が便益施設のみの場合：<u>約21,000m²新設可能</u> ・公募対象公園施設が休養・運動・教養施設の場合：<u>約11,000m²新設可能</u> <p>※休養・運動・教養施設等と合わせて 12%の範囲内で建築する必要あり。</p>

7 事業スキーム（案）

(1) 事業方式

事業方式は「PFI + 設置管理許可 + 指定管理」方式、「Park-PFI + 指定管理」方式等の2手法を想定していますが、その他手法もあればご提案ください。

事業手法	PFI (BTO) + 設置管理許可 + 指定管理	Park-PFI + 指定管理
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設（広場・園路等）は PFI 事業契約により、民間資金を活用し、設計、建設、管理、運営を民間に長期間委ねる（サービス対価を市が支払う） ・民間施設（飲食等）は、独立採算事業として設置を許可する ・公共施設の管理運営にあたり、PFI 事業者を指定管理者に指定する 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設（広場・園路等）は、特定公園施設として、公共が資金調達を行い、民間に設計・建設を委ねる ・民間施設（飲食等）は、公募対象公園施設（独立採算）として設置を許可する ・特定公園施設の管理運営にあたり、民間を指定管理者に指定する
スキーム図（イメージ）	<pre> graph TD H[海老名市] -- "直接協定" --> FM[金融機関] FM -- "融資契約" --> SPC[SPC] H -- "指定" --> SPC H -- "設置管理許可" --> SPC SPC -- "PFI 事業契約" --> FM SPC -- "設置管理" --> AE[広場等] SPC -- "設置管理" --> DE[飲食等] SPC -- "設計・建設・管理・運営" --> DP[都市公園] </pre>	<pre> graph TD H[海老名市] -- "建設・譲渡契約" --> AC[認定計画提出者] H -- "指定" --> AC H -- "設置管理許可" --> AC AC -- "設置管理" --> AE[広場等] AC -- "設置管理" --> DE[飲食等] AC -- "設計・建設・管理・運営" --> DP[都市公園] </pre>

(2) 事業期間

本事業の事業期間（維持管理・運営期間）は 20 年間とすることを想定しています。

(3) 事業形態

飲食等の民間施設は、独立採算型での整備・運営・維持管理を想定しています。

その他の公共施設については、サービス購入型での整備・運営・維持管理を想定しています(混合型の施設の提案を妨げるものではありません。)。

(4) 設置管理許可使用料

海老名市都市公園条例では、30 円／ m^2 ・月の使用料を納付する必要があります。

8 事業スケジュール（案）（公園内の1施設について）

事業スケジュールとして、以下を想定しています。

- ・事業者選定: 1年半
- ・設計期間: 1年
- ・建設期間: 1年
- ・開業準備期間: 2ヶ月
- ・維持管理・運営期間: 20年

■本事業

プロセス	n 年度	n+1 年度	n+2 年度	n+3 年度	n+4 年度
事業者選定（公募条件整理含む）		➡			
設計（1年）			➡		
施工（1年）				➡	
開業準備（2ヶ月）					➡
供用開始					➡

※現段階では、R7 年度以降の事業者選定を想定しています。

■海老名運動公園再整備事業工程案

No.	事業項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
1	総合体育館の改修				➡			
2	野球場の大規模改修		➡					
3	陸上競技場の改修			➡				
4	屋内プールの大規模改修			➡				
5	アーバンスポーツ広場の新設 多目的広場の再整備					➡		
6	テニスコートの改修					➡		
7	クラブハウスの大規模改修					➡		
8	冒険広場の改修		➡					
9	インクルーシブ広場の新設		➡					
10	北側入口（メインエントランス）の移設					➡		
11	芝生広場・疊林広場の改修						➡	
12	ポニー広場の移設		➡					
13	ドッグランの新設		➡					
14	屋外トイレの改修、移設新設		➡					
15	その他施設の改修 修景池の改修 園路、駐輪場等の舗装整備 雨水排水・給水汚水排水施設の改修 等			➡				

※予算・交付金の状況によって整備年度が変更になる場合があります

9 Park-PFI のイメージ (参考)

【事業イメージ図】



出典:都市公園の質の向上に向けたPark-PFI 活用ガイドライン（令和5年3月31日改正）

【公園施設及び公募対象公園施設の種類】

出典:都市公園の質の向上に向けたPark-PET 活用ガイドライン (令和5年3月31日改正)

10 事業類型の概要（参考）

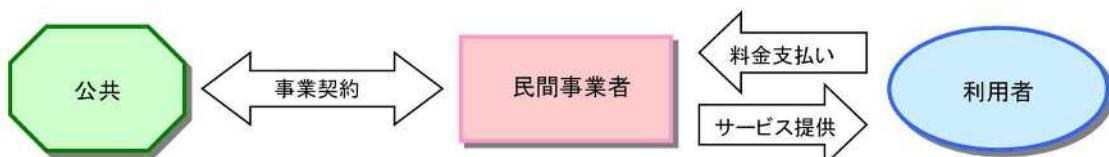
【サービス購入型】※主に利用料金収入がない、またはあっても低廉な事業に適用

民間事業者は、対象施設の設計・建設・維持管理・運営を行い、公共は民間事業者が受益者に提供する公共サービスに応じた対価（サービス購入料）を支払う。事業者のコストが公共から支払われるサービス購入料により全額回収される類型である。



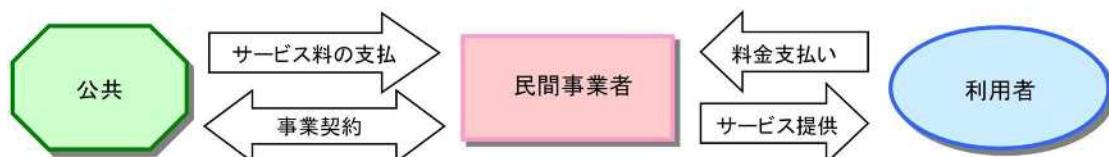
【独立採算型】※主に収益性の高い事業に適用

民間事業者が自ら調達した資金により施設の設計・建設・維持管理・運営を行い、そのコストが利用料金収入等の受益者から支払いにより回収される類型をいう。この場合、公共からのサービス購入料の支払いは生じない。本調査では、このような観点から、このような類型を「独立採算型」と呼称する。



【混合型】※主に利用料金収入があり、かつ収益性のある事業に適用

民間事業者のコストが、公共から支払われるサービス購入料と、利用料金収入等の受益者からの支払いの双方により回収される類型をいう。いわば「サービス購入型」と「独立採算型」の複合型である「ジョイントベンチャー型」とも呼称する。



出典: PFI アニュアルレポート（平成 20 年度資料編:内閣府）